



トップ



暮らしの情報



市政情報



観光・イベント



事業者の方へ



施設案内

現在位置 [トップ](#)

あしあと [羽村市公式サイト](#) > [新着情報](#) > 能登半島地震により生じた災害廃棄物の受入れについて

能登半島地震により生じた災害廃棄物の受入れについて

初版公開日:[2024年09月20日] 更新日:[2024年9月20日] ID:18747

令和6年1月に発生した能登半島地震により生じた災害廃棄物について、西多摩衛生組合において下記のとおり受け入れることとなりました。

- 支援先 石川県輪島市及び珠洲市
- 支援期間 令和6年9月27日から令和8年3月31日（土曜日・日曜日を除く）
- 受入廃棄物 可燃性廃棄物（木くず、プラスチック類、繊維くず）
- 受入量 1日最大20tまで

この記事を見ている人はこんな記事も見ています

- [羽村市農産物直売所](#)
- [年代別投票状況調](#)
- [プリモホールゆとろぎ第2駐車場・第4駐車場が廃止となります](#)
- [市民スポーツまつり-みんなでスポーツを楽しもう！-](#)
- [水道原水におけるPFASの水質検査結果について](#)

お問い合わせ

羽村市産業環境部生活環境課

電話: 042-555-1111（生活環境係）内線222（リサイクルセンター係）042-578-1211

ファクス: 042-554-2921

電話番号のかけ間違いにご注意ください！

[お問い合わせフォーム](#)

能登半島地震により生じた災害廃棄物の受入れについてへの別ルート

[ホーム](#) ▶ [新着情報](#)

[このページをチェックする](#)

[編集](#)

現在登録されていません。



羽村市役所

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1

電話：042-555-1111（代表）

ファクス：042-554-2921

法人番号：1000020132276

開庁時間 祝日と年末年始を除く 午前8時30分から午後5時15分（受付は午後5時まで）

※令和4年1月から毎月第2・第4土曜日の午前8時30分から正午まで一部の窓口を開庁し、それ以外の土曜日と日曜日は開庁します。

[個人情報の取り扱いについて](#) | [ウェブアクセシビリティ方針](#) | [羽村市公式サイトについて](#) | [リンク集](#) | [お問い合わせ](#)
| [休日の市役所窓口開庁について](#)

Copyright (C) Hamura City. All Rights Reserved.